

3 成功のための課題

- (1) 商品品質レベルの同一性の確保
参加予定事業所は、事前にレシピに基づく試作と評価を合同で実施
- (2) 共同受注における納期管理（生産続行のためのBCPの策定）
類似商品の見込み製造、販売による大量受注（納期厳守）生産への慣れ（準備）
- (3) お客様窓口（クレーム対応）体制の確立
お客様との良好な関係を保ちながら、初動を大切に対処するシミュレーションの実施
- (4) 品質保証
 - ・ 異物混入防止マニュアル作成(金属探知外注時の個装品の移動取扱を含む)
 - ・ 製造者、賞味期限の適正な表示と日報により生産履歴を全品確定可とする
- (5) 商標等の知的財産の権利化と他の権利の尊重
討議を深めていないので、今後取組むべき課題

4. 感想

各委員の皆さんは、最初不慣れであったフローチャートのルールを直ぐに習得して、論理的、積極的にプロセスを視覚化された。実務によるノウハウやチェックリスト等も多く開示を頂き、検討作業が効率よく進む一因となった。

食品検討チームの一員であったことを喜び、感謝をしている次第である。

山口県障害者就労支援等推進委員会 小委員会
「障がい者自立支援調査研究」推進委員会

農耕部会 検討結果報告

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

「障害者自立支援調査研究」推進委員会 農耕部会

農耕部会では、「農業には専門的知識が求められ、同じ作物でも地域によって生産に適さない場合、肥料や農薬の使用品目及び方法が異なる場合がある」「山口県は、気候や土壌が地域により大きく違うことから、農作物は共同受注に適さないのではないか」という議論から始まった。またこの他にも、納品先によっては、相当な量を生産しなければ、遠方に運ぶコストがかさみ利益が出ない。地元の市場や農協に収めたほうが良いのではないか。現在、農協ブランドを生産している。農協のような仕組みが別に必要なのか等、共同受注に対して否定的な意見が挙げられた。

しかし、現状では農業を営む事業所の工賃が他業種の工賃より低く、他業種と同等以上の工賃の確保が強く求められているのは明らかである。共同受注システムを活用することによって、利用者に対して安定した工賃の確保につなげたいとの思いから、共同受注システムを活用できる農作物について議論した結果、「ネギの水耕栽培」を例に挙げて、共同受注システムを検討することとなった。

水耕栽培はビニールハウス内で栽培するため、天候及び地域に左右されず年間を通じて安定的に生産・供給が可能となる。また、栽培方法がシステム化されているため、専門知識の無い職業指導員にも取り組み易く、同一工程が繰り返されるため利用者の方にも適しているといった利点が挙げられた。また、水耕栽培においては「ネギ」のみに限定されず、他品目にも同様の展開が可能であるため、需要により生産調整することで、更なる売上げが見込める可能性もある。

ただし、水耕栽培による共同受注システムを活用するには相当な初期投資が必要なため、すぐに山口県全域で取り組むことは難しいことが最大の課題となる。設備を補助金等で設置するか、売上げを見込んで、それを財源にして設備整備するか、事業所の判断は難しい。現在水耕栽培に取り組んでいる事業所がその地域で共同受注システムを活用していき、徐々に県内全域に広めていく方法も考えられる。売上げを見込む場合、納品先の確保が必要となるし、事業所のスーパーへの納品量と生産量のバランスが保たれるのかどうかという点で、生産量が多い場合、地元以外のスーパーに納める必要も出てくることから、振興センターと納品先との交渉が鍵となる。

また、輸送コストへの解決策として、配送企業等の活用も検討し、全域を網羅する配送システムの整備が必要とされる。

振興センターが、納品先の確保をまず行うのか。それとも生産体制を築いてから納品先を確保するかによって、事業所の計画が大きく変わると共にリスクも左右される。配送システムの整備や、納品先との交渉、また、他の分野とも統一性を持たせることから、振興センターが主となり、共同受注システムを構築していくことが求められる。

農耕部会 部会長

あそかの園 施設長 河内 淳慈

第1章 前提条件

農耕部会では、以下の事項を前提条件として、議論を進めた。

1 受注（生産）作物

細ネギ（水耕栽培による）

2 発注元（納入先）

県内全域に、20店舗展開する食品スーパーマーケットチェーン A社

3 納入条件

- （1） 全20店舗に、毎朝100束ずつ、各担当事業所による直接納入する。
- （3） 納入品は全てA社による買い取りとする。
- （4） 契約は1年単位とし、基本的に継続するものとする。
- （5） 売上は、振興センターへ支払うものとする。支払条件は、月末締め翌月20日の現金払い（振り込み）とする。
- （6） 各事業所への売上は、振興センターが分配する。

4 作物の選定理由

- （1） 天候等に左右されないため、必要数量の過不足が生じづらく、生産計画が立てやすい。そのため、利益計画が立てやすいと考えられる。
- （2） 生産地による影響が少ないこと、また、生産方法や農薬等の種類が限定できるため、同品質の作物の生産が可能である。
- （3） 水耕栽培は、同様な他品目で展開が可能であり、モデルとして適している。

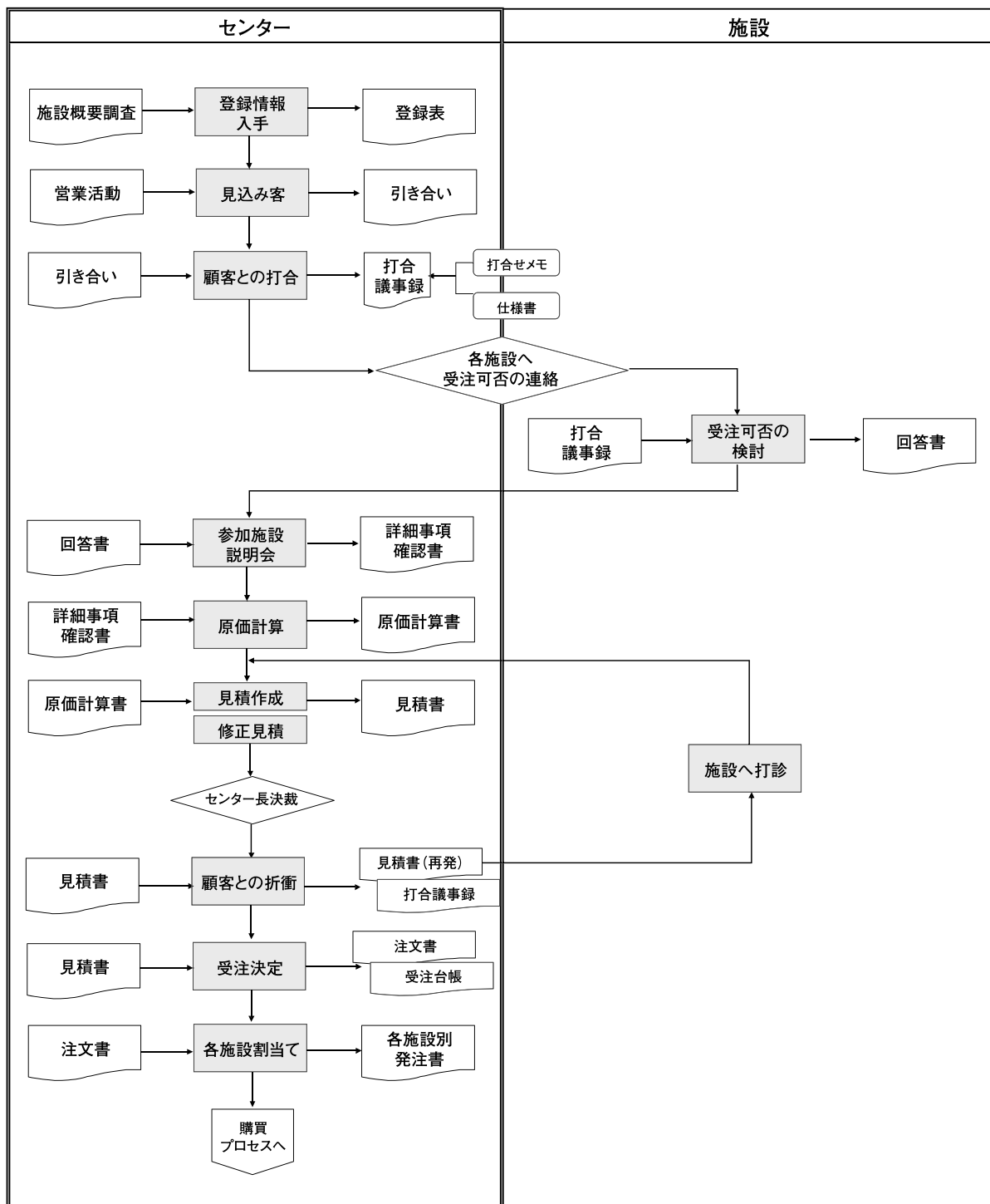
一方、懸案事項として以下の事項が想定される。

- （1） 初期投資に多額な費用が必要であり、各事業所における対応度に差異が生じる可能性がある。
- （2） 同業他社（一般農家）との差別化が図りづらく、価格競争を招きやすい。

第2章 プロセスの検討

共同受注のプロセスについて、①受注→②購買→③生産→④出荷→⑤アフターサービスの5段階に分割して検討した。

1 受注プロセス（図1）



詳細説明

(1) 登録表について

振興センターに、「農耕部会登録届出書」（図2参照）にて事前に登録してもらう。

(図2) 農耕部会登録届出書

農耕部会登録届出書（案）

授産事業振興センター（仮称）殿

提出日：平成 年 月 日

法人名			法人代表者					
事業所名			施設長名					
住 所			TEL					
			FAX					
URL								
E-mail								
種 別			担当者名					
			担当職員数	名	担当利用者数	名		
事業所の特徴や セールスポイント								
受注希望内容	☐ 農作物の生産 ☐ 農作業労務提供 ☐ その他（ ）							
生産実績	農作物名		収穫量	備考	農作物名		収穫量	備考
労務作業 可能量	希望時間単価 _____ 円 1日当たりの作業量 _____ 月当たり稼働可能日数 _____ 日 1日当たりの動員数上限 _____ 人 1日当たりの動員数下限 _____ 人							
配達エリア								
所有機材・ 機具	装置名		数量	貸出	装置名		数量	貸出
				可・否				可・否
				可・否				可・否
				可・否				可・否
				可・否				可・否
誓約書	参加表明した受注物件については、品質、納期を守ることを約束します。また、品質、納期を守ることが困難な見通しとなった場合は、速やかに手工芸部会及び授産事業振興センター（仮称）へ連絡をします。事故やクレームが発生した場合は責任を持って対応します。 施設長名： _____ 印							

(図 2) 登録表 (裏)

【個別 1】				
作物名			作付面積	
栽培方法			販売価格帯	
収穫時期			年間収穫量	
農 薬	農薬名	散布方法	回数	備考
【個別 2】				
作物名			作付面積	
栽培方法			販売価格帯	
収穫時期			年間収穫量	
農 薬	農薬名	散布方法	回数	備考
【個別 3】				
作物名			作付面積	
栽培方法			販売価格帯	
収穫時期			年間収穫量	
農 薬	農薬名	散布方法	回数	備考

(2) 各事業所の受注可否の確認方法について

振興センターが受けた案件に対して、登録事業所に対し「農耕部会・引き合い紹介書」(図3参照)をメールにて送信する。また、登録事業所は回答期限内に「農耕部会・引き合い回答書」(図4参照)にて、回答期限内にメールで振興センターへ返信する。

振興センターは「農耕部会・引き合い回答書」の内容を確認し受注の可否を決定する。

(図3) 農耕部会・引き合い紹介書

農耕部会・引き合い紹介書				
N o .		センター担当者名		年 月 日
発 注 元	名 称			
	住 所		電 話 番 号	
品 目	品 目 名		数 量	
納 期 (納 入 期 間)				
生 産 条 件				
セ ン タ ー 希 望 価 格				
支 払 条 件				
備 考				
回 答 期 限				

(図4) 農耕部会・引き合い回答書

農耕部会・引き合い回答書				
N o .			年 月 日	
事 業 所 名	名 称		担 当 者 名	
諾 否	参加する ・ 参加しない			
※以下、参加希望する場合のみ記入のこと				
希 望 数 量				
可 能 納 期				
販 売 希 望 価 格				
備 考				

(3) 参加事業所説明会について

振興センターは、参加を希望する事業所に対して事前に説明会を開催する。その際、以下の事項について確認及び協議する。

① 発注元との打合せ内容の確認

振興センターは、発注元と打ち合わせてきた内容を参加事業所に再周知する。

(数量・品種・使用する農薬・出荷方法等)

② 生産上の必要事項の決定

①の内容をもとに、購入品等を決定する。

③ 地域ブロックの確認

地域ブロックは、「農耕部会・引き合い回答書」をもとに振興センターで事前に案を作成し、参加事業所から承認を得るようにする。また、地域ブロック数は受注規模や販売先の地域性を考慮して、振興センターで必要に応じて決定する。

④ 地域ブロックリーダー事業所の選定

地域ブロックリーダー事業所は、発注元とのスムーズな連携を維持し信頼関係を築くためにも、受注ごとの変更や任期制ではなく、出来る限り継続的にリーダー事業所としての役割を担える事業所にする。

⑤ 見積金額の決定

振興センターは、「農耕部会・引き合い回答書」の販売希望金額及び、発注元からの希望額をもとに、発注元に対する見積金額を事前に積算し、参加事業所の承認を得る。

⑥ 地域ブロック単位での協議

地域ブロック単位で、必要に応じて協議する。